

桑名市 産後ケア訪問のご案内



R3.4 作成

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、などの育児不安や負担を軽減するため、母子のケアや授乳指導・育児相談等を自宅で受けることができます。

(※利用に当たっては、一部負担金が必要です)

利用できるかた	桑名市に住所がある、産後1年未満の赤ちゃんとお母さんで、お母さん、赤ちゃんともに感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患していない、また医療行為が必要ない方で、次の事項すべてに該当する人。 (1) ご家族・ご実家からの援助を受けることが困難な方 (2) 産後の自身の体調や育児に不安がある方
ケアの内容	助産師等（市より委託）が自宅を訪問して以下のようなケアを実施します。（実施内容は、相談の上で決定します） (1) お母さんの心身の健康管理と生活面の助言・指導 (2) 赤ちゃんの健康状態の観察ポイントの助言 (3) 授乳等育児に必要な手技についての指導・相談 (4) 育児相談や育児情報の提供など
利用回数	7回以内（おおむね1回 90分程度）
利用料金 （自己負担額）	1回 1,200円 ※生活保護世帯は自己負担なし（無料）・・・保護証明が必要です
その他	利用後、指定の期日までに、利用料金を振り込んでください。（指定の納付書を郵送します。※振込手数料は不要）

問い合わせ先

桑名市役所 子ども未来局 母子健康包括支援センター（子ども総合センター内）

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地（市役所2階）

TEL 0594-24-1380

※月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

利 用 方 法

1. 利用申し込み

産後ケア訪問の利用を希望する人は、「桑名市役所2階 母子健康包括支援センター」の窓口でお申し込みください。来庁による提出が困難な場合は、お電話でご相談ください。

《申し込みに必要なもの》

- ① 桑名市産後ケア事業利用申請書
- ② 母子健康手帳

※生活保護受給者の方は、保護証明が必要です。

2. 面接・審査

桑名市役所母子健康包括支援センター窓口または家庭訪問にて面接。

(※事前に、市の保健師等が家庭訪問等で家庭状況等確認済みの場合は不要。)

3. 利用の決定

審査の結果、「桑名市産後ケア事業利用承認通知書（利用不承認通知書）」を発行します。

4. 産後ケア訪問利用の流れ

- ①利用承認後、産後ケア訪問担当助産師等から連絡がありますので、訪問日時と場所等を確認してください。
- ②訪問予定日の都合が悪くなった場合は、必ず、前日までに市役所母子健康包括支援センターへ連絡してください。(事前の連絡なく不在の場合、費用がかかります)
- ③訪問する助産師等は「桑名市産後ケア事業受託助産師証」を携帯しています。
- ④産後ケア訪問利用後、指定の納付書(利用終了後に発行)にて利用料を振り込んでください。(振り込み手数料は不要)

5. その他

産後ケア訪問の結果は、市役所母子健康包括支援センターへ送付されます。このことに同意の上でお申し込みください。

